

第三十八回
參議院農林水產委員會會議錄 第

昭和三十六年四月廿日(金曜日)

午後一時二十九分開會

理事長 委員會
藤野繁雄君

委員

七

農林政務次官	井原	岸高君
農林經濟局長	坂村	吉正君
農林省農地局長	伊東	正義君
水產厅次長	高橋	泰彦君
事務局側		
常任委員会		
專門員		
說明員		
農林省振興局		
植物防疫課長		
石倉		
秀次君		

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○漁業生産調整組合法案(内閣送付、予備審査)

○魚価安定基金法案(内閣送付、予備審査)

○漁業権存続期間特例法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第一七一号)参議院先議を議題といたします。きのうの提案理由の説明の聽取に続き、本日はまず本案についての補足説明を聽取いたします。

○政府委員(坂村吉正君) それでは、昨日肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げたわけですがござりまするが、これにつきましての補足説明を聽取いたします。

て補足説明を申し上げます。

現行の肥料取締法で肥料と申しますのは、「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じように化学的変化をもたらすことを目的として、土地にほどこされる物をいう。」のであります。従いまして、植物の栄養になるものでも、土地に施すものでない場合に、取締法上肥料として取り扱つていなかったのです。従いまして、

肥料と同じように植物の栄養となるものでありましても、葉面などに直接施されるものは、取締法の適用を受けておりません。ところが、近年肥料成分を含んだもので品質粗悪なものが取締法の適用をのがれるために葉面散布剤と称して相当高値で市販されておる様でありますし、またこれとは反対に、非常に良質の葉面散布剤も生産、市販されておりますので、これをはつきり肥料と認めまして、他の普通肥料と同様の取り扱いをする必要があると思うのであります。今後この葉面散布剤は、生産、消費とも増大する見込みでありますので、その品質を保全いた

入する場合を認めようとするものであります。近時農業労働力の軽減をはかります。肥料と農薬の混合が考えられております。その事例を申し上げますと、土壤中に生息する昆虫類を駆除するためにはアルドリン、ヘプタクロールという農薬を複合肥料とまぜまして土壤に施すことによりまして害虫の駆除効果もまた肥料の効果もそれぞれを単独に施したものと変わることろがないであります。また除草剤のP・C・Pを尿素にまぜた肥料であります。これがを施しますと、除草剤並びに肥料としての効果は、それを単独に施した場合とほとんど相違するところがありません。

作物が必要なときに肥料残分を吸収するようになりますから効果が増進するというわけでありまして、特に水田におきましてはその効果が顕著であります。このような農業生産上、労働力の節減に役立ち、また肥効を増進することとなります公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところによつて混入する場合に限りまして、肥料への異物混入をすることができるよう改正することいたしました次第であります。

以上にあげました物が当面公定規格に定めて混入を認めようとする物でありますが、これ以外の物でありますのも、有効な物が生産されるようになりましたならば、試験の成績によりまして、混入を認めるよう公定規格の改

正をそのつど行なう建前になつておる
わけでござります。
以上はなはだ簡単でございますが、
補足説明を終わります。

への混入であります。が、化学肥料は水に溶けやすく、施肥して後水に溶けて流亡したり、あるいは窒素はガスとなつて空中に逃げたりする損失が多いのであります。が、この化学肥料に大谷石やペントナイトをまぜまして粒状化いたしますと肥効の増進することが明らかにされております。これは水に溶けない大谷石やペントナイトを粒にすることによつて化肥肥料を包み込んでしまいますので、一時に水に溶けてしまふようなことがなくなるからであります。その上、大谷石やペントナイトはアンモニアやカリを吸着しておく性質がありますので、水に溶けて流亡することも、またガスとなつて窒素の揮散も一そら少なくなりまして、従つて

第一ページを開いていただきたいと思いますが、第一ページは、肥料の取締法によつて業者は登録をすることになつておりますのでござります。肥料の登録でございますが、農林大臣登録肥料の登録と、それから更新件数の一覧でござります。これは非常に多いのでご

計がございます。農林大臣に登録をしております肥料の合計でござりますが、これが総計で三十五年末を見ますと、三ページの一番右の方に合計がございまして、二万九千四百九十七とござります。最近の年別の登録の数を見ますと、ここで左の方に曆年という欄と登録という欄がございます。登録の方は、大体二千ちょっとと見える程度のものが毎年の登録数になつております。それから更新が次の次で、右の方から二段目の欄で、昭和三十五年度千六百という程度のものが大体更新の数になつております。それがその資料でござります。それからその次に、四ページは登録肥料の一覧でございまして、これは内容でございますが、その内容でやはり複合肥料が一番多いのでございまして、四ページのちょうどまん中から下の方にございますが、複合肥料は一番多いようでございます。大体これは九一%くらいになつております。それから五ページが農林大臣登録肥料の有効登録一覧、有効登録と申上げますのは、その中途の段階で期限が切れましたり、あるいはその事業をやめたりしまして消えるものもございますが、現在残つておる登録の数でござります。これが一番下の合計を見ますと、一万七百三十七というのが三十五年三月末現在でございます。ここで大きっぽにあれを申し上げますと、一番上の欄の無機質窒素質肥料の登録が二百六十五でございますが、これが大体全体の二%、それから無機質磷酸質肥料、これが四百八十四、これは五%くらいになつております。それから無機質肥料、四%くらい、こ

肥料がここにございますように九千百六ページは、その有効登録業者数の一覧表でございます。業者はここにござりますよう、最後の方にござります六百十五、生産業者と輸入業者が登録することになつております。合計して六百十五、こういうことでございます。業者の数からいたしましても、この複合肥料の業者が四〇%を占めております。

それから次は、都道府県の関係の登録の状況でございます。これは農林大臣とそれから都道府県と肥料の種類によって登録を分けておるのでございますが、ここで都道府県のものが合計をいたしますと、有効登録、現在残つておる登録が一万四十ということでござります。それから次をめくついていただきますと、大体それは内訳でござります。県別の肥料の内訳でございまして、ずっとそのこまかい内訳がござります。それから十二ペーパーに都道府県の有効登録、現在残つておる登録の内訳がござります。十四ページが、都道府県知事の登録肥料の有効登録業者の数の一覧でございまして、都道府県知事に登録しております業者が、普通肥料生産業者で五千九百、それから特殊肥料の生産業者で一万一千九百、販売業者が二万八千、こういう次第でございます。

次が生産の状況でございますが、これは肥料取締法によつて生産の報告書をとつておるわけでございます。その大体の資料でございます。十五ページは、農林大臣登録肥料の生産数量一覧

都道府県公表肥料検査成績という一覽表でございまして、三十三年度の分でございますが、二十六ページをこらえます。ただきますと、二十六ページの一地下の欄をこらんいただきますと、三十三年度農林省の検査で不合格率といふものが三・六%でございます。それから都道府県の検査では五・七%、合計といたしまして四・六%という不合格の率になつております。不合格の多いのは、非常にやはり有機質肥料、いろいろまぜたような、そういう普通肥料のものが需要が多いわけであります。それからその次は、これはずっと内訳でございます。それから三十二ページをごらんいただきますと、三十二ページの一番下でございますが、これは総合統計で、三十四年度の検査成績の統計でございます。農林省関係で三・三%の不合格率、都道府県では四・八%、合計しまして四%の不合格率、こういうことになつております。その次は全部内訳でございます。それから次は三十九ページ、三十五年度の検査結果の状況でございまして、これは農林省のものだけがまとまっておりますが、県のものはまだまとまっておりませんので、県の方はランクでございますが、農林省の方は三・六%、こういう不合格率になつております。大体この程度のこところが不合格になつておるということでございます。

総法の第三条第一項の規定に基づく普通肥料の公定規格をここで定めておりますが、これは公定規格の内容でござります。それから次の四十二ページは、肥料取締法の規定に基づいて、あとは五十七ページまでは全部であります。それから五十八ページが、特殊肥料というものが法律で書いてあるのでござりますが、特殊肥料の指定をいたしております。これは肥料取締法第二条第二項の特殊肥料といふものは、ここで「左に掲げる肥料で粉末にないもの」「米ぬか、はつこう米ぬか、はつこうぬす」、こういうのがいろいろこまかいいものをあげております。

それから次の五十九ページには、肥料取締法施行規則に基づいて普通肥料というものを指定しております。大体肥料の内容といたしましてはそういうことでございまして、検査關係、登録關係を主体にいたしました資料を御提出申し上げております。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で補足説明は終わりました。

次いで、本案に対する質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○小林幸平君 もよとこれに関連いたしまして、農業のことについてお尋ねいたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○小林孝平著

十二ページは、肥料取扱規格をここで定めており、公定規格の内容でござらすっとございまして、七ページまでは全部ご指定でござります。が、特殊肥料というものが、いろいろこまかいたるものには、「左に未にしないもの」、「何う米ぬか、はつこううの」というふうなのがいろいろこまかになります。

五十九ページには、肥料規格に基づいて普通肥料規格をここで定めており、主体にいたしました資本主義（新進君）以上で補足説明いたします。

からいえば非常に重要な意味があるの
であつて、むやみに必要以上に取り締
まりをやると、角をためて牛を殺すと
いうことにもなりかねない、こういう
ことも心配されるわけあります。そ
こで、まず取り締まりを厳重にせいと
か、いろいろのことと言う前に、一
体、現状はどうなつておるのかというこ
とを農林省からちよつとお尋ねしたい
と思うのです。あわせて、ほんとう
は、これは警察から来てもらつてお話
を伺えればいいのですけれども、三重県
下に起つたこの事件の詳細、どうい
う農薬を使って、どれくらい使って、
どうしたことになつたかという点もあ
わせて報告できたら、していただきた
いと思います。それに従つてまた質問
したいと思います。

で、個々の農家が農業を農業生産上どのように使うのが適切であるかという点につきましては、農業改良普及組織そのほかの指導組織をもつて農家を指導しているというような形になつております。

○小林平君 そこで、今私お尋ねしたのは、農業の取締法の概要だけでなくて、農業の厚生省関係の点も——私はだから警察と、ほんとうは厚生省関係の方も来ていただきようにならないだお話ししたんですねけれども、来ておりませんが、これはあらためてまた来ていただくことにして、厚生省関係のこの毒物、劇物の取り締まりの関係はどうなつているかということを、わかりましたらちよっとお願ひいたします。

○説明員(石倉秀次君) それでは補足いたします。厚生省所管の法律で毒物及び劇物取締法というものがございます。これは御承知のように、医薬品として使われる以外の物質につきまして毒性及び劇性のあるものを取り締まる法律でございまして、この法律によりまして人畜に対し危害を与えるおそれのある農薬を取り締まられるわけであります。この法律によります毒物と申しますのは、経口毒性——一口から入る毒性につきまして、体重一キログラム当たり三十ミリグラム以内で死亡するもの、これは実験小動物としてネズミ等を使って検定するのが普通のようであります。これが毒物といたしております。それから三十一ミリ以上といふことになりますが、三十二ミリから三百ミリグラムまでのものが劇物扱いということになつております。

で、現在農業は、農業の原体と申しますか、有効成分の量で申しますと、市

販売されております農薬は約百五十種類ぐらいにならうかと思います。そのうちで毒物に相当いたしますものは、殺菌剤として三種類、それから殺虫剤として八種類、そのほか、すなわちネズミを殺す薬とか、あるいは除草剤というようなものであります。これが三種類。それから劇物に当たりますものが、殺菌剤として六種類、殺虫剤として二十種類、その他に相当しますものが四種類ございます。このほかに、殺虫剤のうちで特に毒性が高く、使用的過程におきまして農家そのものも中毒をするおそれがあるという殺虫剤六種、殺鼠剤一種が特定毒物に指定されております。で、毒物及び劇物につきましては、毒物及び劇物取締法において、生産、輸送、販売、保管等が取り締られるわけでございます。使用そのものについては何らの規制がございません。しかし、この特定毒物につきましては用途そのものにつきましても規制が加えられております。以上が特定毒物、毒物及び劇物でございます。そのほかに農薬として普通薬すなわち経口毒性が三百ミリグラム以上のものが殺菌剤として二十二種類、殺虫剤として十六種類、その他の農薬が十四種類というようになります。農薬の大部 分のものは人畜にまず危険が少ないと申してよろしいものであるうかと思ひます。で、われわれ農家に対しまして、農薬の使用あるいはその保管について特に注意を喚起しておりますのは、たゞいま申し上げました六種類の殺虫剤、一種類の殺鼠剤、合計七種類の特定毒物、それから合計十四種類の毒物にあたりますものであります。これらの取り扱いにつきましては、毎

年厚生省と共同いたしまして、五月の中旬から一ヶ月間、すなわちその年の農薬の使用に入る前におきまして危害防止月間を設け、そして農薬の危険に対し注意を喚起し、また正當な使用方法を指導しております。特定毒物につきましては、そのうちで皆さん方に御存じのは、稻の害虫であります二化メイ虫防除に使いますところのバラチオン剤であります。このバラチオンの使用法についてはこのような印刷物を作りまして、これを農村におきます各指導者まで持たせ、そして農家の指導をやつております。このバラチオンは昭和二十七年から実用に供しておりますが、このような危害防止運動を行なっておりますために、この使用しております農家の事故数は年々減つて参っております。昭和二十八、九年ごろにはこのバラチオン散布のために千五百人から千八百人という大へんな中毒者を出しておつたのであります。最近では昭和二十八、九年のバラチオンの使用量に対しまして約三倍の使用量となつておりますにもかかわらず、中毒者は昨年の厚生省の総計におきまして五百三十七名、約三分の一に減つてきております。また不幸この中毒のために死亡した人数も、昭和二十八年の七十名から昨年は二十七名といふように減つて参っております。で、今回の事件で問題になります点は、農薬といふものが本来の目的に使われる際に起ります事故はこのよう指導致したことによつて解消ないし防止できるのであります。ある意図を持ちましてほかの目的に使います場合の危害につきましては、このような指導体制だけでは不備であろうかと考えられま

かって散布しました農薬によりまして魚類が被害を受けたというような問題もございます。農薬の適正なる使用につきましては、農薬の保管あるいは管理というような点について、なお指導あるいは体制を強化すべきではないかというように考えております。特に毒性の強い農薬を個々の農家に保管させておきますことは、その間におきましていろいろと今回ののような事故を起こしがちでありますので、保管個所数を減らすという意味において、毒性の強い農薬は何か共同保管というような体制を考えていただきたいと考えております。特に最近農村地帯におきましては病虫害防除そのものが共同作業になつてきておりますので、この点と関連いたしまして共同保管を推進していきたい。なお、この共同保管をやつて参りますために、この保管施設というものを考える必要があるかと存じます。これまでこの共同保管施設について農林省として助成なり、あるいはそのほかの方途を講じたことがございませんので、この点もあわせて考えていくべきではなかろうかと考えております。

だいま申しましたような点を加味して、毒性農薬に対しては一般の人がすぐわかるような製剤を持っていきました。というように考えております。

なお、この毒性の強い農薬の一部につきましては、厚生省当局とも連絡をとりまして、特定毒物の考え方を再検討していかなければならぬかと存じます。その際に農薬といふものは製剤によりまして有効成分の含有量が少なく、実質的に人畜に対する危険の少ない製剤も多々ございますので現在の毒物及び劇物取締法においては有効成分の致死量をもつて規定されております。

農薬は有機燃製剤のうちのトップでござります。このトップはいろいろな商品名がございまして、三重県で使われたものはニッカリンという商品名で売られておるものでございます。このトップは三重県並びに奈良県の山間地方におきましては主として茶のダニ剤の致死量といふ点から毒物及び劇物、あるいはそのほかの分類をしていただけますと、農地帯におきます農薬の使用についてそれほど不都合な、かつまた今回のような事件を起こさずに済ませ得るのではないかというように考えております。

そのほか最近は人畜に対する毒性の低い農薬が数々出ておりまして、中には農林省の試験研究によりまして有効な農薬も出ております状況であります。が、今後は極力このような毒性の低い農薬の普及に努力して参り、総合的に農薬の高い農薬の使用量を減らすといふ方向に進めたいというように考えております。

○小林幸平君 この三重県の事件で、体どういうものを使つたのかわかりませんか。

○説明員(石倉秀次君) この点につきましては、当方からまだいま三重県農林部長あてに三十六年四月一日をもつて文書で状況報告を求めておりますが、この回答をまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。それによりますと、使いました

農薬は有機燃製剤のうちのトップでござります。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

そのほか最近は人畜に対する毒性の

低い農薬が数々出ておりまして、中には農林省の試験研究によりまして有効

な農薬も出ております状況であります

が、今後は極力このような毒性の低い

農薬の普及に努力して参り、総合的に

農薬の高い農薬の使用量を減らすとい

ふ方向に進めたいというように考えて

おります。

○小林幸平君 この三重県の事件で一

体どういうものを使つたのか

わかりませんか。

○説明員(石倉秀次君) 味は私も聞い

ないかと思います。

○小林幸平君 これは無臭だけれど

も、味はあるんですかね。

○説明員(石倉秀次君) 味は私も聞い

ないかと思います。

た範囲でありますが、やや苦みがある

ということであります。しかし、おそらくブドウ酒に入れればわからない程度ではなかろうかと思ひます。

○小林幸平君 この厚生省関係の毒物及び劇物取締法ですね、これは生産、輸送、販売をあれして、取り扱いについては何ら規定がないわけなんです。

○説明員(石倉秀次君) 私からその点については答弁すべきことはないかと思いますが、法律を私が読みました範囲では、その毒物及び劇物取締法で特定毒物に指定されるもの並びに別表の一に規定されているもの以外につきましては、販売以後の取り扱いといいますか、使用についての規制はできな

いといいますか、それには触れていないとうようによく解釈しております。

○小林幸平君 ちょっと速記をとめていただきたい。

○委員長(藤野繁雄君) もうと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

て。

○東隆君 私は、この法案の関係で、

この葉面散布の肥料ですね。これを私

が、今後は極力このような毒性の低い農薬の普及に努力して参り、総合的に農薬の高い農薬の使用量を減らすといふ方向に進めたいというように考えております。

○小林幸平君 これはブドウ酒のびん

がなくなりますが、その桑の葉をすぐ

に蚕に給与するということができ得る

ためでござります。

○小林幸平君 これはサボテンの

肥料ですね。これを私は

肥料と同じよう

使ひ方をされ

る必要があるの

じゃないか

だと思います。

○小林幸平君 これは私も新

しい肥料

だと思います。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

そのほか最近は人畜に対する毒性の

低い農薬が数々出ておりまして、中には農林省の試験研究によりまして有効

な農薬も出ております状況であります

が、今後は極力このような毒性の低い

農薬の普及に努力して参り、総合的に

農薬の高い農薬の使用量を減らすとい

ふ方向に進めたいというように考えて

おります。

○小林幸平君 この三重県の事件で一

体どういうものを使つたのか

わかりませんか。

○説明員(石倉秀次君) この点につき

ましては、当方からまだいま三重県農

林部長あてに三十六年四月一日をもつて文書で状況報告を求めておりますが、この回答をまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これは無臭だけれど

も、味はあるんですかね。

○説明員(石倉秀次君) 味は私も聞い

ないかと思います。

た範囲でありますが、やや苦みがある

ことがあります。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

ます。このトップはいろいろな商

品名がございまして、三重県で使われ

たものはニッカリンという商品名

で売られておるものでございます。こ

のトップは三重県並びに奈良県の山間

地方におきましては主として茶のダニ

剤の致死量といふ点から毒物及び劇

物、あるいはそのほかの分類をしてい

ただけますと、農地帯におきます農

薬の使用についてそれほど不都合な、か

つまた今回のような事件を起こさず

に済ませ得るのではないかというように

考えております。

○小林幸平君 これはまだいただいておりま

せん。私の方で知っている範囲、先日

来種々の新聞報道並びに先般地方行政

委員会におきましての御発言でござい

</

試験場等でも十分検討して参ったわけですが、そこでもう肥料として、大体製品といったましても、自信の持てるものができるのでございまして、そこでもう肥料として、葉面から施す肥料という考え方でこれを取り上げいい段階ではないかといいます。これは完全に肥料、植物の生長を助けるための肥料という、そういう内容のものでございます。

○東陸君 私はよくそれも承知しているのですけれども、使用するときは害は花が開いてそれからあとでないかと思うのです。だから果実が非常に大きくなるという時分じゃないかと思うのです。それで最初にやるのじゃなくして、あとでやるのじゃないか、こういうようなことを考えますと、そうすると普通、植物というのは、たとえばジャガイモなんかでもボルドー液だと何かだとか、今はそうは言っていないのですけれども、そういうものを散布しますと、エロンゲーションを起こさぬわけです。そして下方の実が大きくなつてくる。生長がとまるのです。枝や葉を生長させないから、だからそんどう果実に入つて、そして果実が大きくなつてくる。だからそういうような効果を現わせる面もあるわけです。だから施した窒素、磷酸、カリが肥料として吸収したもので大きくなるのか、そういうような問題が出てくるの

と思ひのと、根から栄養分を吸い取つてそして木は生長していく、作物は生長していくから、そういうように考えていくと、栄養分については、これは食料なんですが、木は生長していく、农作物は生長していくから、それは口から入つていてそして吸収されていく。そういうように考へたのだから、これは薬として取り扱われるのだから、こういうのは私のえていくと、薬の方だったら外部にくつけるものもあるし、いろいろあるのだから、これは薬として取り扱われてみたらどうか、こういうのは私の簡単な常識論ですが……。

○政府委員(坂村吉正君) あるいは誤解があるのじやないかと思いますが……。

○東隆君 局長、局長は法律の方だし、これは技術の問題だから……。

○政府委員(坂村吉正君) 法律の方といいましても、これは十分検討いたしまして法案にいたしておるのでござりますからお答え申し上げますが、ただいま申し上げましたように、肥料といいますのは、東委員がおっしゃいますように、従来は根から吸収してそうして植物に栄養をつけた、こういうことでござりますけれども、これは薬から吸収しても植物の栄養をつけるということでは同じことでござります。たとえば人間がその栄養分をとります場合も、口からとる場合もござります。病気になつてとれない場合には注射をする、あるいは皮膚面から吸収させる、こういうようなものもございまして、これは薬という観念ではなくて、あくまで窒素、磷酸、カリの肥料成分が根からとられ、あるいは葉からとられる、こういう姿のものでございまして、そういう面からこれは十分検討されてきているわけでございます。たま

○説明員(石倉秀次君) 農業の方にと
たま今までのいわゆる根でなければ、
土の中になければ肥料分がなかつたか
ら、吸収しやすいものがなかつたもの
ですから、根からとるものだけを肥料
だ、こういうふうに考えていたわけで
すけれども、葉の状態のところに肥料
分で吸収される形のものがあればこれ
は当然そこから入って栄養がつけられ
る、こういうことになるわけでござい
ますので、ですからこれは農業だとい
う考え方私は少しどうかと思うので
ござります。

それと、抑制するという機能ではな
いのです。抑制するという機能はこの
葉面散布剤には期待していないわけで
ござります。大体その生長の促進でござ
います。そうして葉から吸収された
ものは直接日光との光合成によつて、
そして蛋白分になりまして、そこで栄
養になる、こういうメカニズム
になつておるものでござります。(笑
声)

○東隆君 私はこれは笑いごとではな
い。薬の中には栄養の薬がたくさんあ
る、そうしてこれは口からもちろん飲
んで、それから注射もありましょう
し、いろいろあるのです、その薬の面
は。食べものは、普通のいわゆる食物
と称しているものは、大てい口から入
る、だからどうですか、これは私は何
も固執しません、固執しませんが、あ
とで問題が起きてきます。下の方にあ
るものは肥料で、それから上の方のは
農薬の方でもつて取り扱われたらどう
ですか、扱う人は大いに肥料、農薬を
一緒に扱っているようですねけれども。
これは技術の方面からお聞きした方が

いうお話をございますが、農業はまくものだという東委員のお話をございますが、実は農業を土の中に入れて上まで上がるものもある、そうなりますと、どうもむけんかになりませんで、むしろこれは私はやはり取り締まりをやるということになりますという、いろいろな取り締まりのための分析なりそのほかの技術的な問題がからんでくると思います。その場合に、肥料でありますと、やはり三要素といふものを主体とした取り締まりの方法もございまして、農薬の面でございますと、農業としての有効成分並びにそれの殺虫、殺菌力というものが主体となつて品質の取り締まりがなされると、いうのが筋ではないかと思いまして、私の方もできることなら葉面散布剤は農薬の方に入れていただかない方がよろしいのじやないか、また逆に泥の中に入れます殺虫剤につきましては、私の方に残しておいていただきたい方がすつきりと仕事が進められるのじやないかと思います。

うことで、災害があつたものに対して補助対象から落とすことに法律がなつております。

それらの経済効果が少ないということとの具体的な規定としては政令の中では若干書いているわけです。その点についての疑問が一、二ありますので、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが、これは政令の第九条に書いてあるものですが、その中の第一番目の傾斜二十度をこえる農地、こういう規定がしてあるわけですが、傾斜度だけではなくてそこを回復してやるべきだと、だれが見ても思われるものを、二十度をこえているから、それはもう補助の対象にしない、こういうことは多少形式的過ぎるんじゃないかという感じを持つていてるわけです。おそらくこれは開墾適地の傾斜度の標準の度数あたりからきてるんじゃないかと思いますけれどもね。たとえば果樹にしても畜産にしましても、だんだんそういう面を農林省としても成長させようと一方では考へてはいるのですから、二十度をこえたから補助の対象にしない、こういうふうな規定の仕方は、現在の農林省の考え方からいっても、検討すべきじゃないかというふうに思つてるのであります。

それから時間がないからまとめて全部疑問点を申し上げますが、第五番目の「有効幅員百二十センチメートル未満の農業用道路」そうすると、これなんかもちょっと規定の仕方が形式的だと思うのですね。百二十センチをこえていても大して用のないようなところもあるだらうし、ところがそれよりも狭くとも非常に大事な農業用道路もあるだらうし、もう少しこちらのもの

の見方というものを変える必要がある
んじやありませんか、というふうに思
います。この二つ。

それから結局こういう政令における規定があれば、実際に補助対象にするかしないかというときに、予算などがある窮屈になつてくると、こういうものによつてやはり補助対象からはずれいく、こういうものがあるはずですね。だから實際にそういうものがどれくらいい、こういう政令の規定があるために、今まで補助を要求しているのに対象とされなかつたのかというふうな実例等、わかつていれば御報告を願いたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 三点の御質問でございますが、第一点の傾斜度が二十度をこえるといふものは、最近の農業事情から考えれば検討を要するんじゃないかな、あるいはこれは開拓地の関係から出たんじゃないかという御質問でございますが、開拓地の選定基準では、これは農地法の施行令の四条でございますが、十五度以下というところに実はいたしております。開拓地の場合はもう少し緩傾斜以下でござりますが、それよりは五度ほどこれは強くなっておりますが、二十度といいましても、これは仕事をやりまして階段耕とか何か復旧事業をやりました場合じやないかというように考えておりまして、そういうところについては復旧をしても、また当然と言つては何で出来ぬのようなどころしか考えられないでございますが、災害が来るようなところ

あまり利用価値もない場合が多うござりますので、こういふものについては別途に考えたらどうかということです。これはいろいろな基準の中の一つとしてあげていいのでござりますが、実際災害復旧いたします場合に、こういう基準でどのくらいのものが落ちているかという御質問でござりますが、実は今資料をちょっと持ち合わせておりますせんので、ここですぐには幾らということは申し上げかねますが、これは早急に資料として差し上げたいと思ひます。

○亀田得治君 第一番目の度数の点については、どこから二十度が出たのかよく私としてはわかりませんが、ただ開墾の方が十五度になっている、既墾地だからということで開墾よりも五度だけふやした。既墾地だから。そういう意味くらいに私は解釈しておったわけです。ともかく全体として傾斜地といふものに対する考え方をやはり検討

二尺のものを申し上げているわけぢやないのです。こういうふうに何センチメートルというふうな書き方でちゃんと線を引かれると、非常に不自然なものがやはり出てくるのじやないか、そういうことを申し上げてゐるわけであります。だからこち邊の規定の仕方ももう少し検討の余地があるのではないか。ただし、実際に必要な道路であれば、多少の幅員の不足があつても、それは補助の対象に從来入れてきているというふうなことならもちろんいいのですが。それで第三の、こういう基準があるために非常に氣の毒なことになつたそういう事例といふものをお聞きしたわけですが、私の申し上げている意味はわかると思ひますから、これはやはりちょっと研究してほしいと思うのです。どうですか、研究していただけますか。

す。これはもう何か考えていい時期にきてるのではないかと私は始終思っている。災害は山に登る、これは近ごろのはやり言葉です。こういう事態が参りまするならば、総体的に、こういった災害復旧の臨時措置法であるとか、こういったものをもう一度考え方をさなければならぬ事態ができ上がってきておるのではないか。大災害の場合には、大体それが地方的に何とか補助金を成していく力がないからおそらく特例の方式をもつていろいろな特典を考えられておる。そういう点からいいますと、山間部の零細農を中心した地元農村といらうものは力がない、またそういうものの多い県におきますればなおさらやはり県もない、こういうことを考えましたならば、それはやはり根本的に考えていくたぐく時期にきておるのではないかと思つてゐるが、この点について局長並びに政務次官おられますからお考えを伺いたいと思います。

けるというようなことも実は出でてくださいます。それで私どもとしても、こういう暫定法のこういうのがいいのか、もう少し個人別の被害がいいのか、いろいろなところまで芸をこまかくするといいますか、やるのがいいのか、これは実はわれわれとしましてもアレ、いろいろ中で議論があるところでござります。先生のおっしゃいましたように、まあ、災害のあまり大きくなれない年にいたっては、今の法律体系からいうと、あまり行政のきめがこまかくないといふ御指摘は、これはわれれもそういふふうに考えることができます。でありますので、今の法律の体系の中で、けるか、あるいはもう少しそういう場合には個人別のようなことまで考えて、そういうやり方でうまく救えるかということは、いろいろ問題がございますから、われわれとしても検討はいたしてみたいと思っております。

るじゃないかというようなことで、一応の限度を作つております。ただこの限度と、これは御質問にはございませんでしたが、開拓基準の十五度、こういう問題につきましては、先生おつしやいますように、農林省としてさらには検討をする必要があるだらうといふうには私も思います。これは今後検討いたしてみたいと思います。

それから五番目の百二十センチでございますが、これは大体一間幅の道路くらいでございます。それ以下のごく狭いものについては、これはむしろそういう狭いものを作るということじやなくて、そういうものについてはまた別途これは考えていいんじゃないのか。別途これは考えていいんじゃないのか。ごく狭い農道といふものについては、

するの私が私は正しいと思いまますので、もちろん焼き烟のようで、あとはどうでもならないのだというようなことがはつきりしておれば、それは度数がもっと低くたって、そういうものは困るというようなことはあり得いいじゃないか、その度数ということに非常に重きを置き過ぎるのは多少検討の余地があるということを私は申し上げたのです。研究されるということでありますから一つ研究していただきたいと思います。それから五番目の幅員ですが、一問ほどとこうおつしやるのですが、それはもちろんいいと思うわけですが、ごく狭いようなものは大して用がないのだ、それはいろいろあるわけですね。私は何も一尺や

いろいろございまして、基本に触れますが、いろいろな問題が出たわけであります。私どもとしても暫定的な自体がこれも暫定でいいかどうかをもとにした問題でございますので、その辺のところを検討いたしたいと思います。

○清澤俊英君 近ごろいろいろ灌排水とか河川とかというようなものがだんだんと完備てきて、大体災害は集中して、山間部に起きている、これはお話をめになると思います。そういう非常に弱い所で災害が集中して起きるのが最近の現象じゃないか、そういう場合に、大災害がある場合には特別立法が必要なのがたまたま局部的なものだと非常にいろいろ考慮せられるが、そういうのがたまたま局的なものだと非常に冷遇されているという形が出ておりま

○政府委員(伊東正義君) 先生おしゃいますように、現在の災害対応は、比較的通年にとってみまして災害が少ないと、いう場合には、特別立法はいたさず、現在あります法律の高適用、そういうところが被害が特に中的、局部的にきておるということになりますと、今の暫定法でも実は九割以上補助率になるところが往々出て出て参ります。そういう今の法律やれる範囲で手当をしていくというやり方をやっておりますが、これはいかが私見になるかも知れませんが、在の法律でいきますと、実は一つの町村の中でも被害が割合豊饒であつても、場合によつては町村単位にも人、を考えますので、非常に高率適用を

○政府委員(伊東正義君) 先生おしゃいますように、現在の災害対策は、此較的通年にとってみまして災害が少ないと、い場合には、特別立法はいたさず、現在あります法律の高適用、そういうところが被害が特に集中的、局部的にきておるということになりますと、今の暫定法でも実は九割以上補助率になるところが往々にて出て参ります。そういう今法律やれる範囲で手当をしていくという方をやっておりますが、これはいさか私見になるかもしれません、現在の法律でいきますと、実は一つの町村の中でも被害が割合懸濶であつても、場合によっては町村単位にもけるというようなことも実は出でますのでござります。それで私どもとしても、こういう暫定法のこういうふうがいいのか、もう少し個人別の被害というようなところまで芸をこまかくするといいますか、やるのがいいのか、これは実はわれわれとしましても、いろいろ中で議論があるところでござります。先生のおっしゃいましたように、まあ、災害のあまり大きくなない年にいたは、今の法律体系からいうと、ナーリ行政のきめがこまかくないといふ御指摘は、これはわれわれもそういふふうに考えることがござります。でありますので、今の法律の体系の中で、そういうやり方でうまく救えるかどうなことは、いろいろ問題がござりますから、われわれとしても検討はいたしてみたいと思っております。

○政府委員(井川岸高君) お答えいたしました。おっしゃるようなふうに、最近の災害状況を見ますするというと、局部的ないわゆる集中災害がございますが、しかしその地域が非常にこまいましために、ややともすると國の手が届かないような状況のあることもお説の通りだと思います。しかし、以前は、御承知のようなふうにはほとんど相当な地域を対象にした災害補助あるいは方法を講じたわけありますが、最近は、町村の段階までおりてきただけでござりますが、なおかつおっしゃるようなことをあろうと存じますので、ただいま局長から答弁いたしましたようなふうに、十分に検討いたしまして、遺憾のないような方法をとりたいと存じます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始め
て。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより本案の採決に入ります。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の

一部を改正する法律案を問題に供しません。本案を原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤野繁雄君） 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

この際お詫びいたします。委員長及び理事打合会において御協議をいたしました本案に対する附帯決議案を便宜から提案申し上げまして委員各位の御賛成を得たいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案附帯決議（案）

政府は、次の事項に関し、速かに、これが実現に努力すべきである。

一、漁場及び牧野に関する災害復旧事業費の国庫補助について、これを制度化すること。

二、昭和三十五年発生の農地及び農林水産業施設の小災害の復旧事業に関し、昭和三十四年伊勢湾台風等の際採られた措置にかかるがみ、地方公共団体が施行するものについて特別の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

別に御発言もなければ、ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

な、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自らの手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

ただいまの附帯決議について発言を求められております。この際許します。

○政府委員(井原洋高君) 一、二とも附帯決議、きわめて重要な問題でござりますので、政府におきましても御趣旨を体しまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(藤野繁雄君) 魚価安定基金法案(閣法第七四号)、漁業生産調整組合法案(閣法第七五号)、漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)、以上予備審査の三案を一括議題といたします。

本日は三案に対する質疑を行ないますが、最初に本日当局から提出されました資料についてその要点の説明を求めます。

○政府委員(高橋泰彦君) それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りいたしました「魚価安定基金法案参考資料」というこの横じの資料をごらんいただきま

す。

まず第一ページでございますが、これは法案中で問題になつております多段性魚種という内容と、それが年次別に全国水揚げに対してもういう比率

す。ここで概略説明いたしますと、サンマ、マイワシ、ウルメイワシ、カタクチイワシといったようなイワシ類、それからマアジ、サバ類、タラ、スルメ、イカ、この種のものは、ここの一一番右に書いてあります。比率をこらんになりますように、この種の魚がいわゆる多獲性魚種ということである、という資料でございます。

めくついていただきますと、年次別の魚種別の産地市場の価格の問題でございますが、これは問題となりまするイカ、アジ、サバ、サンマ等につきまして年次別の価格の変動と、それから三十四年の月別の価格の変動を一キロ当たりの産地市場価格という表にしてござりまするが、ごらんいただきまするようになります。年に月別に相当の変動がある。年によりましては漁獲量に伴いましていろいろと変動しているという資料でございます。

それから次は、サンマ棒受網漁業の道県別、月別の漁獲量の数字でございまして、先ほどの説明で概略を申し上げましたのでサンマの棒受網漁業につきまして詳細な資料を作ったわけでござります。なお、サンマの産地市場価格を、概略説明いたしますと、昭和三十二年では一キログラム当たり平均二十円、昭和三十三年は十三円、昭和三十四年では十八円という数字に相なつております。昭和三十三年程度の豊漁になりますと相当値が下がっているというデータでございます。それから次は、サンマ棒受網漁業の主要水揚げ港の旬別平均価格ということをございます。

それから次は、サンマ棒受網漁業の

漁船の数をございまして、ここを見て
もわかりますように、隻数としては
十トン未満及び五十トンより百トン未
満というところにウエートがあるとい
うようなことが見えております。それ
からめくっていただきますと、先ほど
概略申し上げました数量と価格の関係
でござりまするが、最もモデルとなる
と思われる氣仙沼港におきまするサン
マの水揚げ数量と平均価格の一覧表で
ございまして、実線で書いてあるのが平
均値でございます。こらんになります
るよう、数量が増加いたしますと、
価格が顯著に下がるという表でござい
ます。それをめくっていただきまし
て、サンマの水揚げ量と価格の相関関
係を図表によって説明いたしておるわ
けでございまして、要するに数量が多
いと下がり、少ないと上がるという関
係を図表によつて説明しておるわけで
ござります。

1

その次にサンマ漁業経営費、これは必ずしも完全なものではございませんけれども、私どものできる限りの調査によりますと、まあ個別にはいろいろなデーターがあるわけでございますが、平均いたしますと、およそ収入と生産費用の関係は、この表のようになっているという数字でございます。なおめくくついていただきまして、産地価格と消費地価格と小費価格との動きでござります。

別ないし句別の御説明であつたわけですが、なおそれを日別にとりますと、

さらにこのように激しく変動している
という説明の資料でござります。

おれ数量と平均値の一覧表でござる
して、これも同様に、サンマと同様に
数量と価格というものが、数量が多ければ
ば価格が下がるというものの説明の圖
でござります。次は今、ただいまお示し
示ししまった図の数字的な説明でござ
ります。

青森県の沖合の区域、これは「青森港」下北郡大間町弁天島灯台と北海道黒田郡沙翁岬灯台とを結ぶ線以西の海域を除く」ということで、おもなイカの区域を選びたいというふうに考えたのでございます。漁船の規模は、やはり「十トン以上の漁船」と考えました。そういたしますと、組合員の資格は約六百八十名程度ということになろうか。漁業より二三行によること

はアジ、サバ、イワシ、操業区域は「千葉県安房郡野島岬灯台正南の線」東の太平洋の海域」漁船の規模は、「総トン数十五トン以上のまき網によるもの」こういたしますと、組合員格者は約二百四十名程度、漁獲量は約十五万六千トン程度ということになるふうかと思います。

いますが、海の方の定置漁業権の満了日の調査でございますが、ここでも三十六年の八月、三十六年の十二月等満了日が相当件数集中しておる、こういう表でござります。それから次は、千田委員の御要望の資料がございまして、「漁業調整上問題になつてゐる事例」この漁業権存続期間の特例の法案を中心として漁業調整上問題になつてゐる事例についての御要求がございまして、二ページほどになつていて

実施の機構でございまして、これは過
日来御説明いたしました考え方を図に
よつて示したものでございます。なお
次に4点で、御参考までつづけます。

シユ・ミールの海外の市況の最近の推移につきまして、ここに作ったわけでございます。以上でございます。
次は、漁業生産調整組合法案に関する資料というのをこらんいただきたいと思います。

まず最初に、主要な魚の種類別に漁獲統計表をあげてあるわけですが、先ほどと同じように、どのようなものが多くて、どのように変動しているかといふものの概略的な数字でございます。

次は、多獲性魚類の年次別漁獲量の全国水揚げに対する比率でございまして、まあこのような比率になつて、このように変動しているということを説明した表でございます。次は、先ほど御説明いたしましたものと全く同じでございますので、説明は省略させていただきます。それから次は、昭和三十三年仙氣沼港における日別サンマ水揚げ状況でございまして、これは今まで説明して参りましたのは、主として月

別ないし句別の御説明であつたわけですが、なおそれを日別にとりますと、さらにこのよう激しく変動しているという説明の資料でございます。

次は、八戸港におきますイカの水揚げ数量と平均値の一覧表でございまして、これも同様に、サンマと同様に数量と価格というものが、数量が多ければ価格が下がるというものの説明の図でございます。次は今、ただいまお示ししました図の数字的な説明でございます。

それからあと二枚ほどくついただきましたして、組合の設立予定でございますが、これはサンマの棒刺網漁業につきまして生産調整組合を作ると、いうことが予定されておるわけですが、対象となる魚としてはサンマ、操業区域としては日本海を除く北緯三十四度五十四分、これは野島崎灯台を通過する経度でございますが、この以北の太平洋の海域、主としてサンマの漁業調整をいたしておりますのがこの海域でございますので、それとも合わせまして操業区域としてはこのような区域を想定したわけでございます。それから漁船の規模でござりまするが、これは過日御説明申し上げましたように、十トン未満の零細ものは対象にいたさず、十人ということにならうかと思うのでございまして、網の数といたしましては、約千八百六十統ほどであろう。この組合員資格者による漁獲量は約五十万トン程度。これをなお規模別に分けますと以下のよう状況になるというところでございます。

次は、イカ釣漁業でございまして、対象魚種はイカ、操業区域としては、「青森県の沖合の区域、これは「青森県大間町弁天灯台と北海道亀田郡沙首岬灯台とを結ぶ線以西の海域を除く」ということで、おもなイカの区域を選びたいというふうに考えたのでござります。漁船の規模は、やはり「十トン以上の漁船」と考えました。そういたしますと、組合員の資格は約六百八十名程度ということにならうか。漁獲量は約十二万トンほどにならう、こういうふうに考えるのであります。

次は、山陰漁場におけるまき網漁業でございまして、目的となる魚はアジ、サバ、イワシといふことでござい、そして、操業区域として、兵庫県と鳥取県の海岸線における境界点を通る正北の線と島根県と山口県の境を通ります北西の線とによって囲まれた日本海の海域ということを考えておるわけでございまして、規模としては「五トン以上の網船によるもの」というふうに考えております。組合員資格者は約十八名、統数は八十二統、組合員資格者による漁獲量は約二十万トンといふことでございます。それから次は4としまして、山口以西の漁場におけるまき網漁業でございまして、対象はアジ、サバ、区域は山口県と島根県の境からの北西の線から西の日本海、それから黄海及び東シナ海といふに考えまして、規模は、「総トン数五十トン以上」の網船によるもの」というふうに考えておるわけござります。組合員資格者は百四名、漁獲量は約二十万トン程度だろうと考えております。それから次は、5として、北部太平洋の漁場におけるまき網漁業でございまして、魚

はアジ、サバ、イワシ、漁業区域は
「千葉県安房郡野島岬灯台正南の線以東の太平洋の海域」漁船の規模は、「総トン数十五トン以上のまき網によるもの」こういたしますと、組合員登格者は約三百四十名程度、漁獲量は約十五万六千トン程度ということになるうかと思います。
以下は都道府県別、年度別のサンマ操業船の隻数の表でございます。
なお、きのう要求のありました中小企業者の定義並びに中小漁業融資関係の資料、その他中小企業に関する資料をここに書いておいた次第でござります。
なお、昨日河野委員から御要求がありました主要生産地の冷凍カン詰生産能力及び貨車輸送能力という御要求があつたわけでございましたので、別紙資料をこうなりましたので、別紙資料をここに作りまして、本日ごらんに入れたわけでございます。
それから次は、漁業権存続期間特例法案に関する資料でございまして、内容は漁業権満了日の調べでござります。まず第一ページは海面におきます共同漁業権の期間満了の状況を都道府県と月別に件数をここに書いたわけでございまして、ごらんになるよう三十六年の八月、三十六年の十二月等に満了日が集中しておるというようなことでございます。
次は、内水面における共同漁業権の資料でございます。次は、海面におきます区画漁業権の満了日の調べでございまして、別に取立てて説明することもございません。次は、内水面の区画漁業権の調査でございます。めくっていただきまして、次は、海面の定置漁業権、これは内水面でないわけでございません。

いますが、海の方の定置漁業権の満了の調査でございますが、ここでも三十六年の八月、三十六年の十二月等に満了日が相当件数集中しておる、ころういう表でござります。それから次は、千田委員の御要望の資料がございまして、「漁業調整上問題になつてゐる事例」この漁業権存続期間の特例の法律を中心として漁業調整上問題になつてゐる事例についての御要求がございましたので、「二ページほどになつていて、わけですが、資料としてこゝにこらへ入れた次第でござります。

○委員長(藤野繁雄君) 連記をとめて。

〔連記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 連記を始めます。

これら三案については、本日はこの程度にとどめ、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十四分散会